

令和４年７月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

令和４年７月５日（火）午前９時３０分より、野津中央公民館 ２階会議室において、会長が７月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 小橋 勇二 会長

１番 後藤 聖憲 委員 ３番 二村 啓二 委員 ４番 城野 幸司 委員 ５番 疋田 忠公 委員 ６番 野上 政憲 委員
７番 佐藤 幸子 委員 ８番 竹尾 奈美 委員 ９番 柳井 博之 委員 １０番 後藤 博幸 委員 １１番 中野 定重 委員

欠席委員

２番 藤嶋 祐美 委員

農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 古賀 慎一 次長 首藤 英二 主幹

農林振興課職員

後藤 航大 主事

付議議案

議案第 32 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 33 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 34 号 非農地証明願いについて

議案第 35 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 36 号 農用地利用配分計画案の意見聴収について

議案第 37 号 農業振興地域整備計画の変更について

局 長 これより議案について審議をよろしくお願い致します。

議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、小橋会長にお願いを致します。

議 長 それでは議長を務めさせていただきます。議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告致します。

局 長 定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は議席番号2番 藤嶋 祐美委員が欠席となっており、出席委員は11名となっております。
よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけるでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、議席番号3番 二村 啓二委員と、議席番号4番 城野 幸司委員に議事録署名をお願い致します。

議案審議に入ります。

議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 議案の1ページをお開きください。

議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

令和4年7月5日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

2ページをお開きください。

案件の説明に入る前に、番号3については、令和4年7月4日に取り下げ願いが出され、受理されましたのでご報告致します。
説明に入ります。

番号1、田 495 m² を、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

番号2、田 418 m² 外2筆 合計 979 m² を、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

番号4、田 1,032 m² 外1筆 合計 2,672 m² を、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

番号5、畑 667 m² を、経営移譲による贈与を行うものです。

以上3条申請4件については、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。

お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

6月23日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号であります、これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次の3～4ページに掲載していますのでご覧ください。

以上、3条申請4件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

城野委員 私、城野より、6月23日に実施しました議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の田については、贈与により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の田で、現在は水稻が作付けされています。許可後も同様の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 2 の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 3 筆の田で、現在は水稻が作付けされています。許可後も同様の作付けを行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 4 の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 2 筆の田で、現在は水稻が作付けされています。許可後も同様の作付けを行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 5 の畑については、贈与により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の畑で、露地野菜が作付けされています。許可後も同様の作付けを行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3 条申請 4 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をよろしくお願い致します。

議 長 続きまして、担当の推進委員さんより報告をお願いします。第 1 地区の玉田推進委員さん。

玉 田 第 1 地区、推進委員の玉田です。

推進委員 番号 1 の田について、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の田で、現在は水稻が作付けされています。許可後も同様の作付けを行うとのことです。特に問題は無いと思われます。

議 長 続きまして、第 7 地区の高橋推進委員さん。

高 橋 第7地区、推進委員の高橋です。

推進委員 番号4の田について、売買により所有権を取得するものです。
申請地は2筆の田で、現在は水稻が作付けされています。特に問題は無いと思われます。

議 長 次に、第18地区の北迫推進委員さん。

北 迫 第18地区、推進委員の北迫です。

推進委員 番号5の畑について、贈与により所有権を取得するものです。
申請地は1筆の畑で、露地野菜が作付けされています。許可後も同様の作付けを行うとのことで、特に問題は無いと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

竹 尾 はい。番号1番についてですが、チェックリストには「贈与」と書いてありますが、説明では「売買」と言っていたのですが、どちらでしょうか。

首 藤 申し訳ございません。「贈与」が正しいです。
主 幹

議 長 では、みなさん、「贈与」に訂正をお願い致します。
他に質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第 32 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認－「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 32 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に、議案第 33 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 5 ページとなります。

議案第 33 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和 4 年 7 月 5 日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号 1、畑 972 ㎡ を、所有権の移転を行い、3 区画の宅地分譲用地を造成するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

番号 2、田 1,550 ㎡ を、所有権の移転を行い、市浜こども園の運動場の拡張を図るものです。農地の区分は 3 種農地となります。

番号 3、畑 575 ㎡ を、所有権の移転を行い、一般住宅を建築するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

以上、5 条申請 3 件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 5 条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次の 7 ページに掲載していますのでご覧ください。

以上、5 条申請 3 件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

足 田 委員 私、足田より、6月23日に実施しました議案第33号、農地法第5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の畑については、所有権を取得し、3区画の宅地分譲用地として利用するものです。

申請地は中学校の近くの地域にある1筆の畑で、現在は梅やビワといった果樹園として利用されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号2の田については、所有権を取得し、運動場の拡張を行うものです。

申請地はこども園と、その運動場の横にある1筆の田で、現在は草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号3の畑については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は小学校の裏手の地区内にある1筆の畑で、現在は草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請3件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 担当の推進委員さんより報告をお願いします。第1地区の玉田推進委員さん。

玉 田 第1地区、推進委員の玉田です。

推進委員 番号1の畑について、所有権を取得し、3区画の宅地分譲用地として利用するものです。

申請地は中学校の近くの地域にある1筆の畑で、現在は梅やビワといった果樹園として利用されています。周りは住宅やアパートが並んでおり、特に周辺の農業に影響はないと思われます。

番号2の田については、所有権を取得し、運動場の拡張を行うものです。

申請地はこども園と、その運動場の横にある1筆の田で、現在は草刈り等により管理されています。隣に畑があり、菜園として利用されていますが、申請地の方が低い場所にあり特に影響はないものと思われます。

議 長 次、第5地区の平松推進委員さん。

平 松 第5地区、推進委員の平松です。

推進委員 番号3の畑については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は小学校の裏手の地区内にある1筆の畑で、現在は草刈り等により管理されています。申請地の周りは住宅地になっており、特に周辺の農業に影響はないと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 33 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第 34 号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願い致します。

次 長 8 ページをお開きください。

議案第 34 号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和 4 年 7 月 5 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号 1、畑 168 m² 外 1 筆 合計 427 m² の土地については、昭和 44 年 12 月 25 日より住宅が建築されている土地となります。チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上経過した土地となります。

申請地は次の 10 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、非農地証明願 1 件についてご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第 34 号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 34 号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第 35 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 11 ページとなります。

議案第 35 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

令和 4 年 7 月 5 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用集積計画（第 7 号）「令和 4 年 7 月 5 日公告予定」になります。 1 ページをご覧ください。

この農用地利用集積表は令和 4 年 6 月末までに申し出がありました白杵市全体の集積表であります。説明については 1 ページの中段やや下の合計欄で説明します。

田については、4,430 m² 10 筆です。畑については、28,897 m² 24 筆です。合計面積は、33,327 m² 34 筆です。

次に貸し手、借り手ですが、貸し手が 14 名に対して、借り手は 6 名となります。各筆明細につきましては、4 ページから 5 ページに掲載していますので、ご覧ください。

なお、5 ページの野津地域の 3 年(再設定)の始期についてですが、当該農地は現在、県公社を通じて中間管理事業により、貸借されており、貸借期間は令和 7 年 1 月 31 日までとなっています。この終了日を「借り手」から、現時点において令和 9 年 8 月 31 日まで延長したいとの申し出があったとのことで、県公社がこれに対応するため期間を延長するものです。なお、新規での貸し付けではないため、「再設定」とし、貸借期間は「2 年 7 か月」のため「3 年」としています。

以上、簡単ではございますが、令和 4 年 7 月 5 日公告予定の農用地利用集積計画（第 7 号）について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 35 号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。

本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認　－「全員挙手」－

議　長　　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 35 号　農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第 36 号　農用地利用配分計画案の意見聴収について、事務局より説明をお願い致します。

次　長　　12 ページをご覧ください。

議案第 36 号　農用地利用配分計画案の意見聴収について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。

令和 4 年 7 月 5 日　臼杵市農業委員会　会長　小橋　勇二

別冊の農用地利用配分計画案で説明します。1 ページを説明しますので、ご覧ください。

畑 14 筆、合計 9,873 ㎡ を配分するものです。農用地の所在は 3 ページに掲載していますのでご覧ください。

次に 4 ページ、5 ページを一括で説明しますので、ご覧ください。

畑 2 筆、合計 3,891 ㎡、田及び畑　計 3 筆、合計 6,814 ㎡ を配分するものです。農用地の所在は 6 ページに掲載していますのでご覧ください。

次に 7 ページを説明しますので、ご覧ください。

畑 2 筆、10,409 ㎡ を配分するものです。農用地の所在は 8 ページに掲載していますのでご覧ください。

なお、農用地貸付調書にそれぞれの詳細を掲載していますのでご覧ください。

以上、4 件の配分計画について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第 36 号 農用地利用配分計画案の意見聴収について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 36 号 農用地利用配分計画案の意見聴収については、原案どおり承認することに決定致しました。続きまして、議案第 37 号 農業振興地域整備計画の変更について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 議案の 13 ページとなります。

議案第 37 号 農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、意見を求められたので提案する。

令和 4 年 7 月 5 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

内容につきましては、主管課が農林振興課になりますので、詳細につきましては担当課より説明をしていただきたいと思います。

後 藤 農林振興課の後藤 航大と申します。農業振興地域の担当をしております。よろしくお願い致します。

主 事 箇所番号 1 について、畑 211 m²、承認を受ける用途としましては、建売一般住宅用地として利用するものです。

変更理由につきましては、地権者は高齢で耕作を行うことができず、以前より受け手を探していました。今回、建売一般住宅用建設地として活用することになり、申請地以外の場所も検討しましたが、条件に合わず、当該地が最適と考え選定されたものであります。当該地の登記地目

は畑ではありますが、自己保全している空き地となっています。申請地は集落に隣接しており、今後も耕作される見込みがありません。以上のことから今後も集団的な農地利用は見込めないものと認められ、農用地利用計画の変更（除外）については、やむを得ないものと考えられます。

箇所番号2について、田 255 m² 外5筆 合計1,712.13 m²、承認を受ける用途としましては、賃貸住宅2棟として利用するものです。

変更理由につきましては、地権者は高齢で耕作を行うことができておらず、以前より受け手を探しておりまして、今回、賃貸住宅（2棟）として活用することとなりました。申請地以外の場所も検討しましたが、条件に合わず、当該地が最適と考え選定されたものであります。当該地の登記地目は田ではありますが、自己保全している空き地となっております。申請地は住宅や公民館に隣接しており、隣接農地は存在せず、今後も耕作される見込みがありません。以上のことから今後も集団的な農地利用は見込めないものと認められ、農用地利用計画の変更（除外）については、やむを得ないものと考えられます。

箇所番号3について、畑 35 m² 外4筆 合計2,091 m²、承認を受ける用途としましては、倉庫用地として利用するものです。

変更理由につきましては、計画者は倉庫業を営んでおり、現在の倉庫が手狭になったため、拡張を計画しているものであります。申請地以外の場所も検討しましたが、条件に合わず、当該地が最適と考え選定されたものであります。当該地の登記地目は畑ではありますが、現在は耕作を行っておりません。申請地は倉庫へ隣接しており、今後も耕作される見込みがありません。以上のことから今後も集団的な農地利用は見込めないものと認められ、農用地利用計画の変更（除外）については、やむを得ないものと考えられます。以上です。

議長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、推進委員さんより報告をお願い致します。第1地区 玉田推進委員さん。

玉田 第1地区推進委員の玉田です。6月9日に現地調査を実施しましたので、報告致します。

推進委員 申請地の登記地目は田であり、近隣には住宅が建っております。地権者には後継者がおらず、今後の耕作が難しい状況にあります。転用後は、賃貸住宅2棟として利用するというのですが、隣接地に農地等はありません。申請地を除外しても近隣農地への影響は及ばないものと考えられます。以上のことから今回の農振除外はやむを得ないものと考えられます。以上、調査報告となります。

議 長 続きまして、第 20 地区の久原推進委員さん、お願いします。

久 原 第 20 地区推進委員の久原です。6 月 9 日に現地調査を実施致しました。

推進委員 申請地の登記地目は畑ですが、現在耕作されておりません。転用後は、倉庫用地として利用するということですが、排水等の設計もするとのことで、申請地を除外しても近隣農地への影響は最小限であると考えられます。また、計画図面も作成しており、農地転用の確実性もあることから今回の農振除外はやむを得ないものと考えられます。以上、報告を致します。

議 長 ただいまの報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

後藤聖 委員 はい。この農業振興地域整備計画の変更についての現地報告は推進委員さんの報告だけとなっておりますが、農業委員は調査しなくてよいのでしょうか。他の案件のときは農業委員が調査をしていますか・・・。

議 長 事務局、通常の現地調査とこの整備計画の変更のときの調査について、説明をお願い致します。

首 藤 はい。事務局の首藤です。こちらから現地調査の在り方について説明をさせていただきます。

主 幹 農業委員さんが交代で毎月現地の調査に行かれていますが、これにつきましては、農地法 3 条、4 条、5 条の案件の調査となります。なぜ農業委員さんがこの時調査をするかということですが、総会に来て委員さんが審査するということについて、農地法や施行例、施行規則に照らし合わせてどうだ（問題はないか）という観点で、農業委員さんに調査していただいております。推進委員さんについては、3 条、4 条、5 条の案件について、観点としては、周辺の農業に問題はないか、農地を守る、農業を推進する立場からして問題はないかということで調査に加わってもらっています。農振については、除外が叶ったあと「転用」として扱いますので、この時点では農業委員さんは関わらないということです。しかし、除外をするということなので、農地の利用最適化として問題はないか、周辺の農地に影響はないのかという観点で、推進委員さんをお呼びして調査をしていただき、意見を言っていただくということになります。

議 長 今の首藤さんの説明で分かりましたでしょうか。

後藤聖
委 員 わかりました。

議 長 3 条、4 条、5 条の案件については、農業委員会の議案として現地調査をしていただくということで、ご理解をいただきたいと思います。
他に質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第 37 号 農業振興地域整備計画の変更について採決を行います。
本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 37 号 農業振興地域整備計画の変更については、原案どおり承認することに決定致しました。以上で本総会の議案はすべて終了しました。ありがとうございました。